

総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部 会第十次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて

令和5年3月27日
資源エネルギー庁
電力基盤整備課

令和5年2月3日付けで総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会「第十次中間とりまとめ」に対する意見募集を行いました。

1. パブリックコメント実施期間等

(1) 実施期間

令和5年2月3日（金）～令和5年3月4日（土）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. 意見募集結果

意見提出件数：2件

3. 結果の公示日、御意見及び御意見に対する考え方

(1) 結果の公示日

令和5年3月27日（月）

(2) 御意見及び御意見に対する考え方

次項参照

4. 本件に対するお問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL：03-3501-1511（代表番号）

意見	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	・ 4 ページの本文の 7 行目「あたって」と、9 ページの 3 行目「当たって」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・ 7 ページの 1 行目「1 割」は「約 1 割」のほうがよい。 ・ 1 4 ページの 1 0 行目「ばらつき」と、2 6 ページの最下行から上に 1 行目「バラツキ」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・ 1 5 ページの脚注の 2 行目「供給計画取りまとめ」は「供給計画の取りまとめ」のほうがよい。 ・ 1 8 ページの 4 行目「または」と、2 5 ページの最下行から上に 1 行目「又は」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・ 1 8 ページの 1 3 行目「（以下、GF とする）」は削除したほうがよい。1 1 ページの記載と重複しているから。 ・ 1 9 ページの 1 4 行目「二酸化炭素」と、2 3 ページの最下行から上に 1 0 行目「CO2」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	御指摘を踏まえて修正いたしました。
2	4 項 高度化法に基づく中間目標の第二フェーズの制度検討においては、政策的な整合性の観点から、2030 年度のエネルギーミックス、更には 2050 年度のカーボンニュートラル社会の実現に向けた取組を踏まえることが重要とし、本制度と関連する他の政策動向も適宜参考にしながら議論を行った。 ・ 意見内容 改正省エネ法において、非化石エネルギーの導入促進が盛り込まれ、同時に、カーボンプライス・オークションが開始されることが決定したことから、高度化法の役割は、これまでの成果とともに、もはやその他の制度に引き継がれたと考え、速やかに廃止し、経過措置に移行することが重要と考えます。今後は、RE 1 0 0、SBT、企業各社による自主的な取組に応じて、企業が対応できるような情報公開などの仕組みの充実に取り組むべきではないかと考えます。 19 項 また、2030 年のエネルギーミックスを踏まえ、新たな再エネの普及に需要家も貢献することを重視する傾向が進んでいる様子であり、一部の需要家においては、そうした新たな電源を支えながら、当該電源由来の環境価値を求めるニーズが高まっている旨の意見もあった。 さらに、今般、日系企業の参加数も増加している RE100 における技術要件の改定もなされており、例外措置などはあるものの、今後一定の稼働電源に限った再エネ調達を求める動きも予想される。 こうした社会全体の GX における使用電力の脱炭素化においては、非化石証書に対する需要そのものが今後より高まると考えられる一方、上記のように需要側が取り組む内容の多様化が進むことが考えられる。 ・ 意見内容 RE100 など国際的イニシアティブにおいて、環境価値(再エネ属性と産地(電源)属性)とクレジットは別の価値を持つものと考えられており、クレジットは環境価値を代替しません。また、日本では産地(電源)属性は非化石証書ではなく電力に付帯すると整理されており、国際的な考え方とずれがあります。日本国内での脱炭素活動がシームレスに国際的に認められるためには、非化石証書の定義を国際基準に適合させる必要があると考えます。その他、非化石証書の相対取引についても内外無差別な取引が重要であると考えます。 20 項 こうした状況を踏まえ、証書の最低価格については、2023 年度から 3 年間の第二フェーズにおいても、第一フェーズにおける 0.6 円/kWh の水準を引き続き維持することとした。 21 項 第二フェーズにおいても、それぞれの目的に応じた 2 つの市場が継続することが大前提である。このため、小売電気事業者が目標達成に利用できる証書は、引き続き、高度化法義務達成市場で取り扱われる非 FIT 証書とすることを基本とした。 22 項 制度設計に際し、証書の購入費用については、小売の競争環境を歪めないためにも電気料金に一律転嫁できる適切な制度が必要との意見があった一方、市場メカニズムを利用して消費者負担の軽減を図るという電力市場改革の趣旨に反するところがあり、消費者に一律転嫁することを制度上認めることは難しいのではないかと意見もあった。 ・ 意見内容 再エネ価値取引市場の最低価格が 0.3 円であり、高度化法義務達成市場の最低価格(0.6 円)とは 0.3 円の乖離があります。FIT/非 FIT 証書の違いはあるものの需要家が得られる再エネ価値(再エネ証書)、ゼロエミ価値には差異はなく、価格差について需要家への説明ができず、価格に転嫁することができ	(4 項について) 今後のカーボンプライシングなどの政策動向も踏まえつつ、本制度に関する政策目的や趣旨も鑑みながら、第三フェーズ以降の本制度の在り方などを引き続き検討していきます。 (19 項について) 証書の国際的な基準との適合については、第 72 回 制度検討作業部会資料 7 の P12 に記載の通り、証書に電源の性質も含まれるような電源証明化も今後検討することとしております。 その他御指摘については、今後の制度設計において参考にさせていただきます。 (20～22 項について) 市場間の価格差につきましては、本とりまとめ P33 にも記載の通り、再エネ価値取引市場における最低価格は、市場創設当時から的大幅な環境変化や、それに関連する再エネ価値に対するニーズも高まりを背景に、今回価格の見直しを行っております。その際には、小売電気事業者や需要家の方へのアンケートを実施し、その内容も踏まえ、＋0.1 円/kWh の最低価格の引き上げを決定しております。よって、23 年度初回オークションからは最低価格が 0.4 円/kWh となる予定です。その他御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。

	ません。また、小売電気事業者が需要家に対し環境価値を訴求する場合、電力と非化石証書のセット販売が必要となりますが、需要家は直接に証書を購入可能であり、需要家は小売電気事業者から環境価値等のないメニューのみ購入し、それに対し価格の安い再エネ価値取引市場で非化石証書を調達すれば、小売電気事業者が提供する環境価値メニューが形骸化する恐れがあります。 さらに、非FIT 再エネ証書へのイコールフッティングが達成されない場合、新電力小売事業者は、需要家への再エネ価値訴求のための FIT 証書を調達した上で、追加的に高度化法達成のために非FIT 再エネ指定なし証書を調達する必要が生じます。そもそも高度化法義務を課すべきは発電事業者ではないかと考えます。 少なくとも、両市場の価格差については是正されるべきと考えます。また、価格転嫁については制度検討部会におけるご審議は認識しておりますが引き続き検討が必要と考えます。	
--	--	--